

経営改善支援対策

平成25年3月6日
中小企業・小規模事業者
経営改善支援対策本部決定

中小企業・小規模事業者経営改善支援対策本部の下で、経済産業省及び関係機関が連携して、以下の対策を速やかに実施していく。

1. 中小企業庁、各経済産業局、中小企業基盤整備機構の地域本部、信用保証協会・日本政策金融公庫・商工組合中央金庫の各支店、各県の中小企業再生支援協議会に「経営改善・資金繰り相談窓口」を設置する（全国約580ヶ所）。
2. 本部を構成する関係機関により、中小企業・小規模事業者に対する関係施策の周知及び積極活用を推進する。
3. 日本税理士連合会、日本弁護士連合会、金融機関団体、その他の団体に対して、関係施策の周知を中小企業庁及び業所管部局から要請する。
4. 認定支援機関に対して、中小企業庁及び経済産業局が説明会を実施し、関係施策の周知及び積極活用を要請する。また、金融円滑化法の期限到来後の金融機関による条件変更や資金供給の対応状況等について、認定支援機関（税理士、弁護士等）に情報収集・提供を要請する。
5. 副大臣・大臣政務官が、各地域を分担して、地域の実情をきめ細かく把握し、本対策を推進する。このため、全国各地において、副大臣・大臣政務官及び事務方が分担しつつ、中小企業・小規模事業者との意見交換会を開催する。